

廃棄物処理施設整備等基本構想策定業務

仕 様 書

令和元年9月

掛川市・菊川市衛生施設組合

目 次

第1章 共通仕様書	1
第1節 総 則	1
第1項. 業務の目的	1
第2項. 委託業務名	1
第3項. 業務場所	1
第4項. 委託期間	1
第5項. 適用範囲	2
第6項. 関係法令及び規則、基準等の遵守	2
第7項. 業務管理技術者	2
第8項. 提出書類	2
第9項. 打ち合わせ等	2
第10項. 資料の貸与	2
第11項. 関係官庁への手続き等	3
第12項. 成果品の提出	3
第13項. 検 査	3
第14項. 契約変更	3
第15項. 一時中止	3
第16項. 守秘義務	4
第17項. 成果品	4
第2章 特記仕様書	5
第1節 ごみ処理広域化等基本構想策定	5
第1項. 現状の整理・把握	5
第2項. 基本構想策定	5
第2節 協議・打合せ等	6
第1項. 打合せ協議	6
第3項. 検討会等	6

第1章 共通仕様書

第1節 総 則

第1項. 業務の目的

本業務は、掛川市・菊川市衛生施設組合（以下「組合」という）において検討を行っている廃棄物処理施設整備等に係る基本方針を設定し、基本構想の策定を行うことを目的とする。

第2項. 委託業務名

廃棄物処理施設整備等基本構想策定業務

第3項. 業務場所

静岡県掛川市 地内

第4項. 委託期間

委託期間は契約締結の日より、令和2年3月26日までとする。

第5項. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、廃棄物処理施設整備等基本構想策定業務(以下「本業務」という)に適用する。
- 2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、組合と十分な打ち合わせまたは協議を行って、本業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

第6項. 関係法令及び規則、基準等の遵守

本業務の実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係する法令・省令・規則・細則・通知・通達・条例等を遵守しなければならない。

第7項. 業務管理技術者

受託者は、本業務の遂行に当たり、業務管理技術者を配置し組合へ届け出るものとする。

第8項. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって、以下に示す書類を組合へ届け出るものとする。

- 1) 業務着手届
- 2) 業務管理技術者届
- 3) 業務工程表
- 4) 業務完了届
- 5) その他必要書類

第9項. 打ち合わせ等

- 1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務管理技術者と組合は常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、相互に確認しなければならない。
- 2) 業務管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに組合と協議するものとする。

第10項. 資料の貸与

- 1) 組合は、業務の実施において必要となる図書及び関係資料等を、受託者に貸与するものとする。
- 2) 受託者は、資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、組合の承認を得なければならない。また、貸与された資料は、必要がなくなった時または本業務完了時にすべて返却するものとする。

第 11 項. 関係官庁への手続き等

- 1) 受託者は、本業務の実施に当たって、組合が行う関係官庁等への手続きを必要とする場合は、協力するものとする。
- 2) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合、協力するものとする。

第 12 項. 成果品の提出

- 1) 受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を提出し検査を受けるものとする。
- 2) 受託者は、仕様書に定めのある場合または組合の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

第 13 項. 検 査

- 1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了し組合に提出していなければならない。
- 2) 受託者は、組合担当者の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - (1) 成果品の検査
 - (2) 業務等管理状況の検査
- 3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補し、提出しなければならない。

第 14 項. 契約変更

組合は、以下に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 委託料に変更を生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 組合と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

第 15 項. 一時中止

次の各号に該当する場合において、組合は受託者に必要と認める期間、本業務の一部または全部を一時中止させることができる。

- 1) 関連する他の業務が遅れたため本業務の続行を不相当と認めた場合
- 2) 環境問題等の発生により本業務の続行が不相当または不可能となった場合
- 3) 天災等により本業務の対象箇所の状態が変動した場合
- 4) 安全確保上必要があると認めた場合

第 16 項. 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立を遵守しなければならない。

第 17 項. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

区 分		仕様	部数
1	廃棄物処理施設整備等基本構想書	A 4 版 (巻き製本)	20部
2	廃棄物処理施設整備等基本構想書 (概要版)	A 4 版見開き (カラー)	100部
3	電子媒体 (上記成果品データ)	CD/ROM	1式

第2章 特記仕様書

本業務は、組合が検討を行っている廃棄物処理施設整備等に関する調査等を実施し取りまとめを行うとともに、基本方針を設定し基本構想を策定するものとする。

第1節 廃棄物処理施設整備等基本構想策定

第1項. 現状の整理・把握

本業務を遂行するに当たり必要となる現状を整理し把握する。

第2項. 基本構想策定

1) 基本事項の整理・把握

(1) 処理方式

廃棄物を適正且つ安定的に処理が行える方式を調査し整理・把握を行うものとする。

(2) 施設配置等

新施設を整備すると想定した場合の施設配置を検討するとともに、施設を整備するために必要となる面積について調査し、整理・把握する。

(3) 概算事業費

以下に示す概算事業費を調査し、整理・把握する。

(ア) 現施設の基幹改良事業費

(イ) 新施設の事業費（建設費、人件費、用役費等維持管理費）

2) 比較検討等

基本事項を踏まえ、現施設の基幹改良または新施設整備による事業を実施するにあたり、可能性のある事業方式を設定し、各事業方式の比較検討を行い、メリット・デメリットの整理・把握を行い、課題点を明確にする。

3) 基本構想の策定

(1) 施設整備基本方針

比較検討によって明確になった課題点を解決するための基本方針を設定する。

(2) 廃棄物を安全・安心且つ安定的に処理することができるとともに、経済的に優れ将来性の事業方式で、組合及び掛川市、菊川市に最も適した基本構想を策定するものとする。

第2節 協議・打合せ等

第1項. 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり、受託者は組合と打合せ協議を行うこととし、打合せ協議に必要な資料を作成し、必要部数を組合に提出するものとする。

なお、打合せ協議終了後、速やかに議事録を作成し、組合担当者に提出することとする。

また、必要に応じて組合が指示を行った場合、掛川市、菊川市及び静岡県等関係機関との打合せ協議に同席をすることとする。

第3項. 検討会等

組合が本業務を遂行するために検討会等を設置した場合、検討会等の開催に関する組合からの要望に対して、誠意を持って対応を行うこととする。